

茅ヶ崎都市計画事業田端西地区土地区画整理事業の
書類の送付に代えて掲示されている旨の公告について

土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 99 条第 2 項の規定による茅ヶ崎都市計画事業田端西地区土地区画整理事業の下記に記載する者に対する仮換地の使用収益開始日の通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法 133 条第 1 項及び第 2 項において準用する同法第 77 条第 6 項の規定により当該通知書の送付に代えて、その内容が神奈川県高座郡寒川町田端 3 3 2 8 番地 1 にある寒川町田端西地区土地区画整理組合事務所の掲示板に掲示されている。

令和 6 年 6 月 21 日

寒川町長 木村 俊雄

記

氏 名	住 所（又は判明している最後の住所）
石黒 英樹	神奈川県高座郡寒川町田端 1 4 8 0 番地

氏 名	住 所（又は判明している最後の住所）
株式会社興栄物産	神奈川県高座郡寒川町一之宮三丁目 3 8 番 1 6 号 オザワビル 2 0 2 号室